

令和6年度 調理師試験実施要領

1 受験資格

次に掲げる学歴及び実務経験を有する者

(1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 中学校卒業以上の者

※学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者

イ 旧制国民学校高等科又は旧制中学校2年の課程を修了した者、又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 実務経験

証明時において、次の施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者

ア 施設

寄宿舎、学校、病院等の施設であつて、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定するもののうち次の営業

飲食店営業（喫茶店営業を除く。）、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業
ただし、次の場合は上記の調理業務に従事したとは認めない。

- ① 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合
- ② 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合は除く。）
- ③ 主に食肉処理（畜肉の解体、分割等）、食品製造（調味料、菓子・パン、麺、水産製品等の製造）や飲料の調整に従事している場合
- ④ パート又はアルバイトで調理業務に従事している場合（ただし、週4日以上かつ1日実働6時間以上又は週5日以上かつ1日実働5時間以上勤務している場合を除く。）

2 試験期日及び場所

(1) 試験期日 令和6年10月26日（土） 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 山形県庁

3 願書の配布及び願書の受付

(1) 願書の配布

令和6年4月22日（月）から、最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては保健企画課生活衛生室）で配布する。ただし、郵送を希望する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4判の書類が折らないで入る大きさ）を封入のうえ、封筒の表に「調理師試験受験願書請求」と朱書きし、下記に請求すること。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（所在地記載省略可）

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課食品衛生企画担当

(2) 願書受付

令和6年6月3日（月）から同月17日（月）まで、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあつては保健企画課生活衛生室）へ持参すること。県外在住の者については山形県防災くらし安心部食品安全衛生課食品衛生企画担当あて提出すること。ただし、県外在住者であつて郵送による場合は、「調理師試験受験願書」と朱書きし、6月17日までの消印があれば有効とする。

4 提出書類

(1) 調理師試験受験願書（受験票及び写真票を含む。） 1部

写真は、縦6センチメートル、横4センチメートルで出願前6か月以内に上半身、脱帽、正面から撮影したものを写真票の所定の場所に貼付すること。

(2) 調理業務従事証明書 1部

調理業務従事証明は、営業施設の許可を受けた営業者（法人の場合は、その代表者）が証明すること。ただし、従事者と許可を受けた営業者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の許可営業者がいない場合は、同業者若しくは所属食品関係団体長の証明を受けること。

給食施設については、当該施設の施設長が証明すること。

- (3) 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し
卒業した中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）の卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写しを添付のこと。ただし、証明書に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付のこと。なお、郵送による場合は、卒業証明書又は修了証明書の原本に限る。
- (4) 令和3年度以降に山形県調理師試験を受験した者で、当該試験の受験票（原本）を提出する場合は、上記書類のうち、「(2) 調理業務従事証明書」及び「(3) 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し」の提出を省略することができる（他都道府県の受験票は不可）。
ただし、受験票に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付のこと。

5 手数料

- (1) 山形県収入証紙 6,100円 相当額を受験願書に貼付すること。（消印しないこと。収入印紙ではない。）
ただし、県外に住所を有する場合は、普通為替又は定額小為替によることができる。（為替を願書に貼付しないこと。）
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

6 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論
（以上の6科目全60問 マークシートによる四肢択一方式）

7 合格判定基準

原則として全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。
ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。

8 合格発表

令和6年12月13日（金） 午前10時

- ① 公益社団法人調理技術技能センターホームページへの掲載
- ② 山形県庁屋外掲示場、村山保健所及び最上、置賜、庄内の各総合支庁屋外掲示場に合格者の受験番号を掲示する。なお、電話による問い合わせには応じない。

9 合格通知

合格者にのみ、合格通知書を12月13日（金）に発送する。

10 試験結果の情報提供

受験者本人から申出があった場合、次により試験結果を情報提供する。

- (1) 情報提供する内容
総合得点、科目別得点
- (2) 情報提供を行う期間及び時間
令和6年12月13日（金）から令和7年1月10日（金）までの午前9時から午後5時までとする。（ただし、閉庁日を除く。12月13日（金）は午前10時からとする。）
- (3) 情報提供を行う場所
山形県防災くらし安心部食品安全衛生課
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階
- (4) 試験結果の情報提供に必要な書類
受験票及び受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、有効期限内の旅券等）
- (5) その他
試験結果の情報提供は受験者本人に限る。また、電話及び電子メール等での情報提供は行うことができない。

11 その他

調理師試験の受験に関し不明の点は、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課食品衛生企画担当（電話番号023-630-2621）に問い合わせること。